

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成26年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成26年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会
日 時	平成26年7月1日(火) 午後1時30分～3時40分
場 所	東京自治会館 大会議室
出席者	委 員 塚田・田淵・谷口・秋山・島津・水田・石井・関根・山口・内野・森安・福井・井上
	説 明 者 社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ちょうふ自立応援団 特定非営利活動法人 調布ハンディキャブ 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ 特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす 特定非営利活動法人 ぶなの樹会 特定非営利活動法人 清瀬福祉移送センターせせらぎの会 社会福祉法人 清悠会 ケアセンター悠々の会 特定非営利活動法人 地域ケアネットワークゆいまある 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会 特定非営利活動法人 くにたちさくら会 特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 特定非営利活動法人 ヒューマンライフ・エンジョイ友の会 社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 八王子バリアフリーの会 特定非営利活動法人 ケアプレイスはなでんしゃ 特定非営利活動法人 くるみ 社会福祉法人 みずき福祉会 社会福祉法人 永明会
	事 務 局 国分寺市・東村山市
欠席委員	横田・横澤
議 題	1 開会 2 資料の確認 3 会議運営上の確認事項について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	

傍聴人の数	8名
配付資料	<p><b>事前配付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成26年度第1回特別幹事会協議予定団体一覧</li> <li>• 福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表（団体）及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書（団体）</li> </ul> <p><b>机上配付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会審査団体要件確認一覧表</li> </ul>

平成26年7月1日

【特別幹事会事務局】 開会  
委員自己紹介  
会議の成立報告  
会長の互選及び副会長の指名

【特別幹事会事務局】 お待たせいたしました。ここからは会長の進行でお願いいたします。

【会長】 本日、会長の職を仰せつかりました。何分不慣れでございますので、円滑な議事進行のため、皆様方の特段のご協力を賜りまして進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

早速次第のほうに入っていきたいと思っております。次第4、資料の確認を特別幹事会事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局より、本日の配付資料についてご説明いたします。多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会次第でございます。それから、資料番号が振り漏れがございます。資料の1つとして、多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿、もう1つの資料といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表。資料3と振ってございますけれども、平成26年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表。このほかに、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、並びに本日審査していただく各団体の要件確認表を事前にお送りしております。

資料の不足等はありませんか。不足等ございましたら、特別幹事会事務局までお申しつけくださいますよう、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

【会長】 大丈夫ですか。続いて次第5、会議運営上の確認事項について、特別幹事会事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、特別幹事会事務局からご連絡をいたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、

お手元のマイクを引き寄せまして、手前緑色のボタンを押しますと、赤いランプがつかます。そうしましたら氏名を述べてからお話しくださいますよう、お願いいたします。お話しいただいた後、もう一回ボタンを押しますとマイクが切れるということになっております。

なお、公開用の会議録は発言者の名前を「会長」「副会長」「委員」「事務局」という表示に変更いたします。また、この特別幹事会は、原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定となっております。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

**【会長】** よろしいですか。それでは続きまして、早速、次第6、運営協議会に協議申請された事項の審査に入りたいと思います。本日、審査の案件が非常に多くて、またこちらの会場の都合等もございまして、時間的にかなり厳しいと考えてございます。ご了承いただければ、昨年の第3回の特別幹事会と同様に3グループに分けて、各グループごとに説明と承認という形。また、質疑につきましては1件1件行いたいと思います。そして効率的に進めていきたいと考えておりますけれども、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】** よろしいですか。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは本日、まず9団体、それから5団体、休憩をはさみまして残りの団体という形で、3グループに分けて進めさせていただきたいと思っております。団体の皆様のご協力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、全体的な内容につきまして、特別幹事会事務局より報告をお願いいたします。

**【特別幹事会事務局】** 特別幹事会事務局からご説明いたします。申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び特別幹事会事務局にて確認しております。その中で、本日協議を予定しておりました案件につきまして、1件取り下げをさせていただきます。ナンバー2 稲城市所管の社会福祉法人正夢の会につきましては、運送の区域が稲城市、多摩市、八王子市の3市となっております。平成20年度及び23年度の更新登録申請におきましては、この3市について稲城市がまとめて更新協議申請を行っていましたが、昨年の特別幹事会におきまして、運送の区域が複数市である場合には、それぞれの市町村

より協議申請を行うという整理をさせていただきました。本来は、本日この特別幹事会におきまして運送の区域である各市より協議申請を行うことが必要となりますが、運送の自治体等の確認におきまして、事務局の認識不足という面もございまして、稲城市以外の区域の市からの申請書類が整っていないという状況でございます。そのため、委員の皆様には市へのご確認等をいただきましたところ、大変申しわけございませんが、本日につきましては正夢の会の更新協議は取り下げまして、後ほど運営協議会事務局よりお知らせをいたしますけれども、8月21日の運営協議会の前に時間をとらせていただきまして、運送の区域である稲城市、多摩市、八王子市より改めて更新協議申請を行うこととしたいと存じます。

それでは、内容のご説明をさせていただきます。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体が確認をしております。

重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の順守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受けております。

次に、資料3をごらんいただけますか。A3の審査団体要件確認一覧表でございます。今回は更新登録団体が12団体、変更協議団体が5団体、更新登録及び変更協議団体が4団体でございます。事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管をしておりますので、必要があればお申しつけください。

今回、計9団体の変更協議がございますが、このうち6団体につきましては、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに伴う対価変更に関する協議となっております。こちらにつきましては、平成25年度第2回運営協議会で協議いただきまして、消費税率引き上げ分のみを対価に上乘せする場合に限りましては、この特別幹事会で審査が了承されましたら、運営協議会には市町村のみが出席し、運送団体は参加しないこととする取り扱いとなっております。

では、21団体のうち、前半の1といたしまして、1番目から9番目までの団体の確認内容につきましてご説明をいたします。ナンバー1、府中市所管の社会福祉法人府中市社会福祉協議会でございます。運送主体、使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体は変更届出中、使用車両は届出済みです。

ナンバー2、調布市所管の特定非営利活動法人ちょうふ自立応援団でございます。こち

らの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。また、更新登録申請について、使用車両、運転者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送対象は変更届出中、使用車両は届出済みです。

ナンバー3、調布市所管の特定非営利活動法人調布ハンディキャブでございます。使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数、損害保険が変更となっております。使用車両は届出済みです。

ナンバー4、小平市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・小平でございます。運送主体、運転者、会員数が変更となっております。運送主体については届出済みです。

ナンバー5、小平市所管の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更がございます。また、更新登録申請について、運送主体、使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体、使用車両、運送対象については届出済みです。

ナンバー6、東村山市所管の特定非営利活動法人障害者の自立を支える会こすもすでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更がございます。また、更新登録申請について、運送主体、使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体、使用車両、運送対象については届出中です。

ナンバー7、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

ナンバー8、清瀬市所管の特定非営利活動法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。運送主体、使用車両、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体、使用車両については届出済みです。

ナンバー9、清瀬市所管の特定非営利活動法人清悠会 ケアセンター悠々の会でございます。運送主体、使用権限、運転者、会員数が変更となっております。運送主体については届出中です。

特別幹事会事務局からは、以上でございます。

【会長】 それでは、今の9団体につきまして、審査に入りたいと思います。9団体の方、団体説明席へ移動をお願いいたします。

それでは、所管の各市から補足説明ありましたら、お願いをしたいと思います。初めに

ナンバー1府中市、お願いします。

【府中市】 府中市でございます。よろしくお願い申し上げます。前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局より説明をいただきましたとおりでございます。なお、要件確認表のナンバー1、運送主体の代表者の欄でございますが、変更届出不要と記載しておりますが、変更届が必要な事項になりますので、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。なお、6月25日に府中市社会福祉協議会の事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただいております。また、使用車両につきましても、同日確認を行いまして、適正に管理運営されている状況を確認いたしましたので、ここでご報告申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 続きまして、ナンバー2、ナンバー3、調布市、お願いいたします。

【調布市】 調布市でございます。よろしくお願いいたします。特定非営利活動法人ちようふ自立応援団につきましては、運送の対価の変更申請につきましては、特別幹事会事務局説明のとおり、消費税率の引き上げに係る分についての変更です。

また、前回更新時からの変更点も、特別幹事会事務局からの説明のとおりです。

なお、要件確認表のナンバー8、運送の対象の中の態様の種類の変更について、変更届出不要と記載しておりますが、運営協議会事務局から、対象者がいなくなった場合も軽微な変更事項として届出が必要というご連絡をいただきまして、現在団体さんに届出の準備をさせていただいているところでございます。

また、ナンバー9の損害賠償措置の車両台数を4台と記載しておりますが、申しわけありません、3台の誤りでございましたので、修正をお願いいたします。申しわけございません。

そのほか、団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や使用車両の確認を行いました。適正な管理運営がなされている状態でございます。

こちらの団体さんについて、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、特定非営利活動法人調布ハンディキャブにつきましては、前回更新時からの変更点は、特別幹事会事務局からの説明のとおりです。

また、団体事務所におきまして、運行記録簿等確認を行いました。適正な管理運営がなされている状態でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。



【会長】 続きまして、ナンバー4、ナンバー5、小平市、よろしくお願いいたします。

【小平市】 小平市でございます。よろしくお願いいたします。自立生活センター・小平についてですが、前回からの変更点は、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。6月11日に自立生活センター・小平にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きましてナンバー5、移動サービス・バイユアセルフでございます。運送の対価の変更申請につきましては、団体の運営状況が厳しいということが理由でございます。会員の負担も考慮し、必要最小限の値上げを行いたいというもので、変更について妥当であると認められます。

ここで移動サービス・バイユアセルフの対価表についてご報告させていただきます。今回の更新申請の聞き取りにより、当初より全員に周知していたキャンセル料金が対価表に入っていなかったことが判明いたしました。東京運輸支局へ報告しましたところ、特別幹事会の場で報告するように指示をいただきました。今回の対価表からキャンセル料金を入れさせていただいたことをご報告いたします。

なお、キャンセル料金につきましては、福祉有償運送事業者として登録後、数件発生したとの報告を団体より受けております。市として、料金体系の確認が徹底できていなかったことをおわびいたします。

なお、6月11日に移動サービス・バイユアセルフにて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

対価の変更と更新申請について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】 続きましてナンバー6、東村山市、よろしくお願いいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。よろしくお願いいたします。ナンバー6 特定非営利活動法人障害者の自立を支える会こすもすについて、前回からの変更点は、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。5月26日に障害者の自立を支える会こすもすにて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

運送の対価の変更につきましては、近年、近距離の利用の方が多く、利用者の負担が大きくなってしまっている現状がございました。利用者の方の利便を考慮し、負担の少ない対価に変更したいと団体からの申し出がありましたので、今回変更登録を行いたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 続きましてナンバー7、8、9、清瀬市、お願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。初めにナンバー7のNPO法人ぶなの樹会でございます。運送の対価の変更申請につきましては、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。消費税率の引き上げに係る分についての変更となっております。

続きましてナンバー8のNPO法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。6月13日に団体を訪問しまして、車両4台と運行記録簿等の関係書類の点検、及び代表者との面談により、事業が適正に運営されていることを確認しております。

最後に、ナンバー9社会福祉法人清悠会ケアセンター悠々の会でございます。前回からの変更点は、同じく特別幹事会事務局説明のとおりでございます。6月13日に団体を訪問しまして、車両2台と運行記録簿等の関係書類の点検、及び代表者との面談によりまして、事業が適正に運営されていることを確認しております。

以上につきまして、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、最初の9団体の補足説明が終わりましたので、各委員の皆様のご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。こちらにつきましては、1件1件ということをお願いいたします。

初めに、1番の社会福祉法人府中市社会福祉協議会、こちらのほうから質問を受けたいと思います。どなたかございますか。

【委員】 運転者要件一覧表を見せていただきますと、私、いつもこの場で申し上げるのですけれども、70歳を超えた高齢の方のドライバーがすごく割合が多くて、2番目の方が69歳で、もうすぐ70歳になります。そうすると、ほとんど半分以上は70歳以上の方で運行しているという団体なのですけれども、団体として、これだけの高齢者にドライバーとしての仕事をさせているという認識があるのか。しかも、それに対しての何らか

の措置をとっているのかと思います。

例えば、健康診断をきちんとやっているとか、点呼をきちんとやっていますとか、体調の管理には気を使っていますとか、何らかの形の措置をとっているのかなというのが心配になります。

これは府中の社協さんだけではなくて、これを見ますと調布ハンディキャブさんもそうです。あと、バイユアセルフさんも、そう。あとはせせらぎの会さんも、そうです。かなり70歳以上の方を抱えていらっしゃる。同じことが言えます。その辺、何歳以上は登録してはいかんという話にはなっていないものですから、特に問題はないのですけれども、安全安心に関する部分なものですから、やはりきちんと健康診断を受けさせてもらいたいと思うし、体調というのは日々変わりますので、その管理をきちんとできていますか。今日は調子がいいですかという形で対面点呼をしているのかとか、そのようなことを聞きたいと思います。

以上です。

**【府中市】** 今の委員のご質問にお答え申し上げます。府中市社会福祉協議会での高齢ドライバーの方が多いいことは認識しているところでございます。ボランティアさんを中心をお願いしている関係がございまして、どうしても一線を退いた高齢の方が多くなっているという現状は認識しているところでございます。

運転手の健康管理につきまして、活動前でございますが、社会福祉協議会の事務所で点呼の際に、健康状態の確認を行っております。アルコールチェックですとか、疲労や病気がないとか、体調の関係につきまして、職員が対面で確認しているという状況でございます。

体調不良等で運行できない場合につきましては、運転者登録している社会福祉協議会の職員がかわりに対応しているという状況でございます。

ただ、健康診断につきましては、特にご本人に受診の義務は設けていないということでございますので、今後団体と対応を考えさせていただきたいと考えております。

以上です。

**【委員】** いつも申し上げるのですが、我々タクシー業界では労働安全衛生法という法律がありまして、年に2回必ず受診しております。大体普通は1回は心電図からレントゲンから全部取る重いものをして、もう1回は、そこまでやらなくてもいいけれども、医師が必ずいまして、きちんとした健康診断を行っている。

また、高齢ドライバーに関しては、労働安全衛生法以外にも独自に事業者としての責任のもとにおいて誕生日には必ず健康診断を受けて、その結果を医師の所見をこちらに回させるということを徹底してやっています。それは私の会社の例ですが、多分ほかの会社全部やっていると思います。

それは安全安心のためにやっているわけでありまして、皆さんも健康診断は最低でも年1回とか2回義務づけていただいたほうがいいのではないかと思います。それに必ず所見が出ますから、大体何か出ます。高血圧だの何だの出ます。糖尿だの、大体出てきてしまいます。これは加齢とともにしょうがないのです。それを把握していないということになりますと大変なことになってしまいます。把握していると、この人はこういうことなのだとということで、必ず私ども把握して受診を勧めて、必ず治癒したら受診して証明をしなさいと指導しているのです。プロのタクシー会社は、みんなそうやっています。

NPOだけは安心安全のための方策は、NPOだからいいのだというわけにはいかない。同じお客様というか、乗客の安全というのは、命の重さは同じでありますから、特に高齢の方をお乗せする、障害者の方をお乗せする機会が多いわけですから、格別の配慮があつてしかるべきと考えています。

その辺、ぜひもう一度、この協議会でもそうなのですけれども、何らかの規則的なもの、これがローカルルールになってしまうとあんばいが悪いのです。こうやらないとだめだというと、またあんばいが悪くなってしまいます。何でここだけうるさいのだという話になってしまうので、そこまではできないですけれども、団体または市がそのようなご指導をいただかないと。だめと言っているわけではないのです。これを言うと、またローカルルールになってしまいますから言いたくないのですが、少し気を使っただかかないと、確かに今、府中市の方がおっしゃったように、ボランティアの方、リタイアして第2の人生の中でのボランティアという形でやる方も多くなっています。それは承知していますので、それが悪いと言っているわけではない。その方の健康の管理を、きちんと団体または市がやっているかという話をしているのです。

ぜひ、その辺をご配慮いただきたいと思います。

**【会長】** 運行上の安全性のところからのご指摘、大変重要なご指摘だと思います。府中市につきましては、点呼等を行いながら、状況を見て運行していますということと、今後については検討してみたいというご回答だったと思います。

**【委員】** 今後はご検討いただけますか。

【府中市】 委員のご意見持ち帰りまして、団体と協議させていただきたいと思います。

【委員】 それならそれで、市と団体の方にお任せしようと思います。

【会長】 ほか、ございますか。どうぞ。

【委員】 今の高齢ドライバーということで関連をするのですけれども、我々タクシーがまさにそうなのですけれども、アルコールチェッカー、簡易型ではなくて、金額にして5万円以上するようなアルコールチェッカーできちんと確認をして出庫させるということをしております。その中で、手前どもには70代はおりませんけれども、60代を超えますと、結局長年同じ量を飲んでいても、高齢になると、それがアルコールで反応をするというケースが多々あります。おれは今まで何十年も同じ量しか飲んでいないのに、どうしてか。そのような意味では、高齢ドライバーというのは健康問題もそうですけれども、アルコールの部分でも十分気をつけていかなければいけないということがあると思えますので、決して義務づけをしてくれとは言いませんけれども、その辺のところも頭に入れてやっていただけたらと思います。

【委員】 特にアルコールチェッカーに関しては、始業時と終業時をやることが大切なのです。途中でついつい休みの時間に飲んでしまう可能性もありまして、始業点呼の話ばかりしていますけれど、終業点呼も大切なのです。終業点呼というのは、最後終わりましたという点呼を必ずもう1回やるのです。そのときに、そのようなことが出ないように、もう1回アルコールチェッカーかけるのが普通なのです。

そこまで求めることはなかなか難しいのですが、先ほど言ったように、アルコールの分解する力が加齢とともに弱まってしまいます。だから出てしまうのです。ですから、その辺もご配慮いただければと思います。

【会長】 これにつきましても、重要な指摘でございまして、府中市だけではないと思いますので、今日お集まりの各団体の皆様も、その部分については、始まりと終わり、そういったことも留意しながら、運行の安全性を保っていただければと思います。

よろしいですか。

【委員】 それでずっとやっていると、どんどん時間がたってしまうので、今、私ざっと見ましたら、調布ハンディキャブさんも見てください。あと、5番のバイユアセルフさん、あと私の見た限りでは8番のせせらぎの会さんが70歳を超えた方が目立つように思いますので、同じように関係する市町村また団体の皆さんは、もう一度運転協力者のボランティアさんの健康状態の把握をきちんとやってもらいたい。そうすれば利用者さんも安

心して利用できるでしょうという話です。

この話は、これでいいのですけれども、次の話をしてもいいですか。

【会長】 その前に、今言われたナンバー3、ナンバー5、ナンバー8の方、重要な指摘ですので、これは持ち帰っていただいて、ぜひ実施していただければと思います。

それでは、ナンバー1、ほかにございますか。どうぞ。

【委員】 すみません、利用者代表ですけれども、健康に留意してという点は、利用する側としてもすごくありがたいご指摘で、ぜひそういった点に注意していただければと思うのですが、ただ、利用する側からすると、運転協力者の数の絶対数が少なくて、逆にお断りされてしまうというケースもありますので、健康に留意しつつも、そのことが足かせとなって、例えば健康診断を毎年自己負担で必ずやらなければいけないのかとか、アルコールチェッカーを買わなければいけないのか。5万円は安い金額ではないので、そこが気になります。団体さんにすごく負担がかかるという形ではなくて、どのようなチェックをすれば安全な運行が頼めるのかというところに留意してもらえると、利用する側としても、安全にも配慮していただいて、安心して頼めると。本末転倒になってしまうと、僕らも困ってしまうので、その両立ができるといいと僕は思うのです。

【委員】 先ほど言われましたご指摘につきましては、ルール化するということは言っていないと、私は思っています。ただ、各市が指導する立場の視点から、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいというご指摘だったと思います。

それを踏まえて、ございますか。

【委員】 今のご発言なのですけれども、言いたいことはよくわかるのですけれども、安全というのは、そのような問題ではないのです。だめなものはだめなのです。

【委員】 わかっています。

【委員】 それを利用者が困る、断ることが多くなって協力者が少ないから、認めていくのだという話になると、話がそれこそ本末転倒なので。だめな人はだめなのです。それには向いていないのです。治していただかないと乗れないのです。

そうやっていかないと、安全は担保されません。公共交通機関はみんなそうです。最近、飛行機のパイロットが少ないのだ、体が悪くても利用者が困るから乗せてしましましょう、そのようにはならないのです。

その辺はきちんと線を引いていかないと、利用者の安全は守れないと思います。

【委員】 なるべく短く、最後にします。おっしゃっているとおりだと。僕は別に利用

したいがゆえに安全性を下げろということではなくて。

【委員】 そのように聞こえました。

【委員】 僕の聞こえ方としては、アルコールチェッカーも買え、毎年健康診断受けろ、しかしルール化はしていない。でも、結局そこに導いているような気が、僕はしたので、必ずしもその方向だけではないです、ただ健康はしっかり留意してくださいということをお願いしたかったのです。

【会長】 私の認識としましては、先ほど5万円かかるというお話もありましたけれど、それにつきましても、あくまでも例ということでお話しされたのかと思っていますので、先ほど私、お話ししましたけれども、今ご意見いただいたのも、利用していただいている方の身になってということ、どちらも多分そうだと思うのです。それを各市の担当が、真剣にその部分については各団体さんと取り組んでいただくというご指摘、これは両者とも同じようなお気持ちでお話をされているのだと思っています。

その部分は、ぜひ各市の担当が認識をしていただいて、進めていただきたいと思います。

【委員】 今の安全を守るという点は、非常に重要だというのは重々承知しているのですけれども、もう少し視点が、これは団体の1つのチェックの責任だけではなくて、市の責任も結構大きいのです。

というのは、市が人々のモビリティをどうやって守るかという視点が、今の議論の中では抜けている感じがするのです。本来は、市が市民のモビリティをどうやって守るかということがとても大事で、そのことを抜きに議論をしているような感じがするのです。

ですから、移動困難な人をどう支えるかというところは、本来市の政策の中にきちんと位置づけていって、市が責任を持ってやるというのが、わりとこれからの方向だろうと思いますので、そのような視点でも議論が必要だろうと思います。

以上です。

【会長】 ご意見、そのとおりかと思えます。今言った安全面もそうなのですけれども、市の考え方というのは、どうしても大切になってくるというご意見だと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほか、ございますか。なければ、ナンバー2に移っていきたいと思います。ナンバー2 NPO法人ちょうふ自立応援団、こちらについてご質問ございますか。

【委員】 これを見ますと、団体の活動がかなり縮小しているように思うのですけれど

も、何か利用者さんもかなり減っておりますし、運転手さんも大分減っております。何か理由があるのかと心配をすところなのですが、この辺をお聞かせいただければと思います。

**【ちょうふ自立応援団】** ちょうふ自立応援団ですが、この会でいつも言われているように、安いから乗るのだというお客様を徹底的に排除した結果だということが1つあります。

それからもう1つは、介護認定されている方については4条許可を取って、4条のほうに流したということがあります。そのようなことで減っております。

もう1つは、タクシー料金の半額というメルクマールでは、なかなか自主財源ではボランティア運送ができないという部分もありまして、気持ち的には縮小という気持ちもあるのが、そのように出ているのかというのがあります。

願いがあるのですが、先ほどの安全の問題もそうなのですが、私どもの自主財源でやっているところと、市から何百万ともらっているところと、よって立つ土俵が違ふのです。そのようなのと一緒にされて話をされても、例えば5万円のチェッカーを買えとか、健康診断を受けるとか、それから警視庁でやっているような安全運転のを受けるとか言われると、私どもボランティア活動で月々5,000円しか出ないのです。そのようなものがやれるかという問題がありますので、これは先ほど話が出ていたけれど、やはり市が、安全についての問題については助成金を出していただくという視点でお願いしたいと思っております。

**【委員】** 非常に興味深いご意見で、全くそのとおりなのかと思います。

あと、4条を取られて、多分ほかの団体でやられていて、そちらへ回したという形。なぜなら、NPOでやっても全然厳しくて、思うような活動ができないというお話だったかと。できれば団体ごとに不公平があつては、市からの助成等、補助金等が偏っているということであると、大きな問題になってくるし、買うものも買えないというお話だったのかと思いますので、調布市の方に、そのような安全安心の何らかの活動をしようと思つても、それが捻出できないと困るものですから、お考えいただいてもいいのかなと思います。

ただ、これはなかなか押しつけはできないし、難しい問題ですけれども、よく考えていくしかないのかと思うのです。

**【ちょうふ自立応援団】** 今、4条で運送をやっているのですが、4条でもNPOの移



送でも同じなのですが、やはり事故を起こすと評判が落ちるということと、1つの企業としてのリスクを負うことになりますので、そういう意味では、安全というものにはお金をかけたいという気持ちは十分あるのです。

ところが、4条というのは介護事業ですから、介護報酬が低くて、ヘルパーさんの報酬が低いという社会問題がありますから、そこを思い切り削って、このボランティア活動に、いくら会のミッションだといっても回すことはできないというのがありますので、ぜひほかの視点というか、いくなれば市のほうで、この部分は請け負ってもらいたいと思います。

【委員】 今、安いから、そういった利用者の方については徹底的に排除されたというお話をされておりましたけれども、まずその前に、調布市さんのほうに相談されたり、そういった対策について一緒に検討したり、そういったプロセスは踏まれたのかどうか伺いたかったのです。

【ちょうふ自立応援団】 ございます。市の助成金のあり方について、サンセットにすべきだと。サンセットというと期限を決めて、5年間なら5年間その団体に助成して、あとは助成は引き上げる。そうしないと、新しくできた団体は、助成金が出ないという形になりますので、最初にもらった団体が20年間ずっと同じ形でもらっているというのは、税金の不公平な使い方だし、それからもう1つ、市に提案したいのは、市川市のように、住民税の2%を自分の気に入った団体に寄付するという制度をつくってくれと言ったのですが、それも提案だけで終わってしまったということがあります。

【会長】 ほかはよろしいですか。

続きましてナンバー3、NPO法人調布ハンディキャブ、これについてご質疑を受けたいと思います。何かございますか。

先ほどのご質問につきましては、持って帰っていただくということになっております。よろしいですか。

【委員】 すみません、調布ハンディキャブだけではないのですけれども、ちょうふ自立応援団さん含めて、調布市の中での福祉有償運送の車両が9台減っているということになっていると思うのですけれども、9台減ったら、結構大変なことだと思うのですけれども、9台減ったことによって利用者の移動ニーズをどのようにカバーしているのかと思うのですけれども、その前に、私どもとしても、多摩運営協議会で審議されている団体の車両台数だとか、運転者数も多分調布市だけでも8名ほど減っていると思うのです。運転者数であったり、利用者数、どのような動きになっているのか確認したいと思っております。

て、前回の更新時と、今回どれぐらい減っているのか、増えているのか確認したいと思えますので、事務局さんになると思うのですけれども、そのような資料を一度つくっていたら、状況を確認させていただければと思っております。

【会長】 それは次回ということによろしいですね。

【委員】 はい。

【会長】 今のご質問、事務局なのですけれども、できないということではないと思えます。次回以降、今言われたような内容含めて、資料として出せるかどうか確認をしたいと思うのですけれども、いかがですか。

つまり、見やすく一覧にしてということだと思っております。

【特別幹事会事務局】 それは事務局のほうで整理をさせていただきます、準備したいと思えます。

【会長】 ほか、ございますか。

なければ、ナンバー4です。NPO法人自立生活センター・小平、こちらについてご質問受けたいと思えます。よろしいですか。

続きまして、ナンバー5です。NPO法人移動サービス・バイユアセルフ、こちらについてご質問ございますか。

【委員】 すみません、バイユアセルフさんの利用対価表、72ページ、この中に、その他のところで、小平市福祉タクシー利用券が使用できます。片道、往復問わず、福祉タクシー利用券（500円／1枚）が何枚でも使用が可能です。これは本来4条事業者に向けての利用券と承知しておりますけれども、NPOでも使えるという根拠はどのようにお持ちなのですか。

【会長】 小平市、大丈夫ですか。

【小平市】 小平市です。こちらの福祉タクシー券なのですけれども、申しわけない、根拠までについてはわかりかねます。

【委員】 バイユアセルフさんの車というのは、福祉タクシーなのですか。

【小平市】 福祉タクシーになります。

【委員】 福祉タクシーではないですよ。タクシーだといったら、大変なことになってしまうのです。4条事業者ではないといけないので、ここで審議に上がらないのです。

【小平市】 はい、すみません。

【委員】 タクシーではないです。

【小平市】 違います。はい。

【委員】 では、何でタクシー券が使えるのだという話をしているのです。

【小平市】 こちらは市のほうで障害者福祉課というところが担当になっているのですが、けれども、そちらで一般のタクシーと、こちらの福祉有償に関して申し込みを受け付けて、こちらの団体に使えるということを聞いております。

【委員】 先ほどから何回も言いますが、これはタクシーのために出ている券であって、NPOの団体に出ている券ではないのです。

【小平市】 NPO特定という形ではないです。

【委員】 違う。福祉タクシー利用券が特定されているでしょうという話をしているのです。タクシーではないのですから、使えないのではないですかという話をしているのです。

【小平市】 すみません、その点に関しましても、申しわけない、わからないのです。

【委員】 わからないのなら、そのようなこと言わなくていいです。わかりませんと言えばいいのです。

【小平市】 申しわけございません。

【委員】 これは市の政策の話になってくるものですから、それも絡みます。ただ、この辺は、このままにしておけないので、見解をいただきたいと思います。

【会長】 これにつきましては、調査をいただいて、こちらで説明をすることが必要になってくると思います。こちらにつきましては、説明を受けませんと、こちらで了承という形にはなりませんので、次の協議会に挙げることはできませんので、もう一度よく調べていただいて、ご説明いただければと思います。

【委員】 これは対価にもかかわることですから。

【会長】 また次のところでご説明いただければと思いますけれども、いかがですか。

【小平市】 了解いたしました。

【会長】 それ以外のところで何かございますか。

では、続きましてナンバー6、NPO法人障害者の自立を支える会こすもす、こちらのほうご質疑ございますか。

【委員】 こすもすさんですね。新旧対照表を見ると、値下げしているように見えるのですけれど、違いますか。

【東村山市】 東村山市よりお答えいたします。対価の変更については、値下げの変更

になります。旧の料金ですと、4キロ未満が700円としておりましたけれども、実際にはかなり近距離の利用が多いというところがございますので、そうすると利用者負担がかなり大きなものとなるということで、利用者負担に考慮しまして、団体さんのほうで引き下げるということで提案が上がっております。

【委員】 わかりました。異存ございません。

【委員】 先ほどのタクシー券ですけれども、横浜市の障害福祉課はタクシー券をNPO法人も使えるようにということで、一覧表として既に持っています。そういう自治体もあるということで、タクシー券はタクシーだけに使うのではなくて、そうではないところも使える。

【委員】 それで使うのなら、名前変えてもらいたいのです。もともと違う名前にすればいい。

【委員】 だから、タクシー券が最初に始まったもので、タクシー券等か、あるいは移動のチケットというような形になるのでしょうか。多分そのような意味で横浜市はやっていらっしゃるのだらうと思います。タクシー券という名前があるので、そのまま使い続けているのではないですか。

【会長】 先ほどのナンバー5に戻ったのですけれども、そのようなことも含めて、よく調べていただいて、こちらで説明ができるようにしていただきたいと思います。

【委員】 今に関連して、福祉タクシー券、これは何枚でもご利用できますと書いてあるのですけれども、基本の券ですと、ほとんどの自治体で1乗車1枚、今でいうと730円が1枚しか使えないという形で運用されているのですけれど、なぜこれが何枚でも使えてしまうのかということも、あわせて確認をしていただければと思います。

【委員】 随分前ですけれども、20年以上前、ある区では何十枚も使えるようなことが原則として起こっていたということは、障害者のモビリティに合わないということで、年に2回ぐらいしか使えない人だと余ってしまうではないかというところで、そのような使われ方もあるというところも出てきました。

【会長】 先ほどのところとあわせて、あまりよくないですね。

【委員】 アドバイスというわけではないのですが、タクシー券という言葉、タクシー券等というか、あるいは別の名前をつけるかということであれば、全然問題ないと思います。タクシー券となったら、4条のタクシーということになりそうなので、名前さえ変えれば、それで済むお話ではないですか。「等」をつければ大丈夫です。

【会長】 お答えになりますか。

【小平市】 お答えになるかどうかわからないのですが、一応手元の資料ですと、こちらの名称は福祉タクシー利用料金補助という形になっておりました。

以上です。詳細につきましては、すみません、次回ご説明いたします。

【委員】 あと、もう一つのやり方としては、福祉タクシーについての定義を、その中に移送サービスを入れるかどうかというところもあると思いますので、名前をどうするかというのと、定義をどうするかというのと、2つのアプローチがあると思いますので、それはそれほど難しくないので、ぜひそこを変えていただけたらどうですか。

【小平市】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 それでは戻りまして、ナンバー6ですけれども、よろしいですか。

【委員】 ナンバー6で、いいですか。1点教えていただきたいのですが、ナンバー6のNo. 23利用対価表の中で、介助料1,000円とあるのですが、これは多分障害者総合支援法ではないのではないかと思います。仮に自己負担でやっているのですか。仮に自己負担でやっているとすれば、利用者の立場から障害者総合支援法を使わないという、そういった、何か会としての理解というか、その辺のところを教えてください。

【東村山市】 こちらの介助料につきましては、福祉有償運送を行う際に介助する場合に使うということで、この団体さんは別に障害者の移動支援等も行っておりますので、それとは切り分けているというところでございます。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしいですか。

続きましてナンバー7、NPO法人ぶなの樹会、よろしく申し上げます。ご質問等ございますか。

よろしいですか。それでは次、ナンバー8、NPO法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会、こちらについてご質問を受けたいと思います。お願いします。

【委員】 車両が4台、そのうち持ち込みが1台で、セダン型車両が1台ということになっておまして、運転者の人数が7名、それでセダン型車両の運転者要件を満たしている方が1名ということなので、運転者要件を満たしている1名の方がセダン型車両を運転される、ほかの方は運転されないということよろしいですか。

【清瀬市】 清瀬市でございます。セダン型車両、ステップワゴンという車なのですが、当初、知的障害の方の輸送を想定して入れているのですが、今現在使用はしていな

いところ。残りの3台で実施しております。

【委員】 すみません、セダンの運転手要件を満たしている方が、運転者6名中1名となっておりまして、その方がセダン型車両の車両を運転する、ほかの方はセダンを運転しないということで大丈夫ですか。

【清瀬市】 そういうことです。

【会長】 ほかにございますか。

それでは続きまして、この分の最後です。ナンバー9、社会福祉法人清悠会ケアセンター悠々の会、こちらについてご質問をいただいています。よろしいですか。

それでは、グループ1がこれで終了になります。それでは、ナンバー5、NPO法人移動サービス・バイユアセルフを除きまして、協議会にお諮りしていく、了承ということで送っていきたく思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 そして、ナンバー5のこちらにつきましては、了承しかねるという形になります。また次回の特別幹事会で、改めてご提案いただくということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、そのようにさせていただきます。よろしくをお願いします。

続きまして、10番から14番までの5団体について、一括して進めていきたいと思えます。特別幹事会事務局から概要説明をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 それでは、前半の2としまして10番目から14番目の5団体について、特別幹事会事務局よりご説明いたします。ナンバー10、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

ナンバー11、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

ナンバー12、国立市所管の特定非営利活動法人くにたちさくら会でございます。運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送対象については、変更届出中です。

ナンバー13、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価が変更となっております。

ナンバー14、武蔵村山市所管の特定非営利活動法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会でございます。使用権限、運転者、会員数が変更となっております。

特別幹事会事務局からは、以上でございます。

【会長】 それでは審査に入ります。ナンバー10からナンバー14の団体の方、説明の席をお願いいたします。

よろしいですか。それでは所管の各市から補足説明がありましたらお願いいたします。では、ナンバー10、東久留米市、お願いします。

【東久留米市】 東久留米市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるでございます。こちら運送の対価の変更申請につきましては、特別幹事会事務局説明のとおり、消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして、ナンバー11、国分寺市、お願いします。

【国分寺市】 国分寺市です。よろしくお願いいたします。

国分寺市NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。こちら対価の変更ということで、変更申請につきましては、特別幹事会事務局説明のとおり消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして、ナンバー12、国立市、お願いします。

【国立市】 国立市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

NPO法人くにたちさくら会でございます。前回申請時からの変更点につきましては、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。また、資料につきましては、No. 24のタクシー会社との利用料金比較表につきましては、本日配付で差しかえをさせていただきました。お手数をおかけして申しわけございませんでした。

また、要件確認表8の運送対象でございますが、変更届で不要としておりましたが、態様の種類が減少しておりまして、特別幹事会事務局より整備な変更が必要とのご連絡、ご指摘をいただきました。速やかに手続を進めてまいりたいと思います。変更届で、「必要」と変更をお願いいただきたいと思います。

次に運営状況でございますが、6月17日火曜日に事業所におきまして運行記録簿等の書類の確認、使用車両の確認をさせていただきました。適正に管理運営をされている状況をご報告させていただきます。

以上、補足させていただきました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして、ナンバー13、東大和市、お願いいたします。

【東大和市】 東大和市です。よろしくお願いいたします。

今回の申請につきましては、先ほど特別幹事会事務局からご説明のありましたとおり、対価の変更でございます。変更の理由といたしましては、団体の運営の安定性を保つためということでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして、ナンバー14、武蔵村山市、お願いします。

【武蔵村山市】 武蔵村山市の地域福祉課です。NPO法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会でございます。こちらにつきましては、申しわけございません、資料の中で一部訂正していただきたい箇所があります。訂正していただきたい箇所は、更新登録申請団体要件確認表の中の6番、7番の輸送の安全及び旅客の利便確保のうち、苦情処理責任者と苦情処理担当者、こちらの名前が変更になっておりますので、こちらの欄が丸という形になります。

次に、8番の運送対象につきまして、対象の知的障害者、こちら9名となっておりますが、こちらが10名になります。

あと、もう1点、この中の、その他の障害が2名というところが、1名になります。

訂正箇所は以上でございます。

あと、そのほかにつきましては、先ほど特別幹事会事務局の方が説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご意見、ご質問等を受けたいと思います。初めに、10番NPO法人地域ケアネットワークゆいまある、こちらにつきましてご質問を受けたいと思います。委員の皆様、いかがですか。よろしいですか。

続きまして、ナンバー11、NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会、こちらについてご質問を受けたいと思います。よろしいですか。

続きまして、ナンバー12、NPO法人くにたちさくら会、こちらについてご質問を受けたいと思います。よろしいですか。

続きまして、ナンバー13、NPO法人自立生活センター・東大和、こちらについてご質問を受けたいと思います。お願いします。

【委員代理】 東京運輸支局と申します。今までの申請を見せていただいていた中で、



こちらのナンバー13の自立生活センターさんだけが3%アップ、増税分以上の部分が値上げしているところが見受けられるのですけれど、その辺はいかがかということでお話を伺ってもよろしいですか。

**【東大和市】** このたびの対価の変更ですが、消費税増税分ということではなく、団体は、この事業開始当初から、この金額設定で事業を行っておりまして、近年やはり経営状態がなかなか苦しいというところもあって、あと、市からもこの事業に対して補助金を出してはいるのですけれども、市のほうも財政難がある中で、補助金が減っていつているという状況がございます。

その中で、団体さんに努力していただいて、ここまでやっていただいていたところだったのですけれども、経営がマイナス傾向になってきたというところで、対価の変更をということで協議いただきましたので、この場でご審議をさせていただいているところでございます。

以上です。

**【委員代理】** わかりました。ありがとうございます。

**【会長】** ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

続きまして、ナンバー14、NPO法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会、ご質問を受けたいと思います。お願いします。

**【委員】** ここも先ほどのように、運転者の要件一覧表を見せていただくと、高齢の方、もうすぐ70歳の方、70歳になった方がいらっしゃるので、先ほどと同じようなことを市と団体の方をお願いしたいと思います。

以上です。

**【会長】** こちらについても、先ほどご指摘ございましたので、その部分、持ち帰っていただいて検討していただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにございますか。大丈夫ですか。

それでは、ナンバー10から14、全てにおいて了承ということで、協議会のほうにお諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】** ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

それでは、ここで前半を終了したいと思います。10分間の休憩をしたいと思いますけれども、次の開始を3時からにさせていただきたいと思います。あちらの時計で3時から

ということをお願いします。

それでは休憩に入りたいと思います。

( 休 憩 )

【会長】 時間になりましたけれども、大丈夫ですか。それでは再開をしたいと思いません。

後半の15番目から21番目につきまして、同様に進めていきたいと思えます。各団体からの申請の概要につきまして、特別幹事会事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 では、後半の15番目から21番目までの団体の確認内容につきまして、特別幹事会事務局よりご説明をいたします。ナンバー15、あきる野市所管の社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会でございます。運転者、運行管理責任者、会員数が変更となっております。

ナンバー16、八王子市所管の特定非営利活動法人八王子バリアフリーの会でございます。使用車両、運転者、運送対象、会員、損害保険が変更となっております。運送対象については届出中です。

ナンバー17、八王子市所管の特定非営利活動法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

また、更新登録申請について、運転者、運送対象、会員数が変更となっております。運送対象については届出中です。

ナンバー18、八王子市所管の特定非営利活動法人くるみでございます。使用車両、運転者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。使用車両及び運送対象については届出中です。

ナンバー19、八王子市所管の社会福祉法人みずき福祉会でございます。使用車両、会員数、損害保険が変更となっております。使用車両については届出済みです。

ナンバー20、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

ナンバー21、稲城市所管の社会福祉法人永明会でございます。運送対象が変更。届出中となっております。

特別幹事会事務局からは、以上でございます。

【会長】 それでは審査に入ります。ナンバー15から21までの団体の方、説明席へおつきください。よろしいですか。

それでは、所管の各市から補足説明がありましたら、お願いをしたいと思います。それではナンバー15、あきる野市、お願いします。

【あきる野市】 あきる野市でございます。よろしくお願ひいたします。

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会でございます。前回からの変更点につきまして、先ほどの特別幹事会事務局の説明を少し補足させていただきますとともに、資料の訂正を一部お願いしたいと思います。

まず、利用登録会員のその他の障害に区分されていた方なのですが、こちらが要介護1に認定されたと報告を受けました。このため、要件確認表のNo. 8運送対象の欄に、その他の障害6名を5名に、同欄中の口、要介護認定者49名を50名に訂正いただきたいと思ひます。

あわせて資料No. 22こちらの身体状況等態様ごとの会員数の要介護1の8名を9名、また要介護認定者の合計49名を50名、それから、その他の欄中その他にある6名を5名に訂正をお願いいたします。数が多くて申しわけないのですが、お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

それから、運行記録簿の書類等につきましては、社会福祉協議会の秋川事務所、五日市事務所にて確認をさせていただきました。使用車両についても確認し、適正に運営されていることを確認しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【会長】 続きまして、ナンバー16、17、18、19、八王子市、お願ひいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願ひいたします。

まずナンバー16、特定非営利活動法人八王子バリアフリーの会でございます。お手元の要件確認表に訂正がございます。8の運送対象について、変更ありとしておりましたが、態様の種類に変更はなく、変更なしとなります。また、長期間利用のなかった利用者について、前回の更新以降、名簿の整理を行っております。

9損害賠償措置についても変更ありとしておりますが、変更なしとなります。申しわけございませんでした。

その他、前回からの変更点は特別幹事会事務局説明のとおりでございます。

6月18日に八王子バリアフリーの会の事務所におきまして運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認しまして、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

続きまして、ナンバー17、特定非営利活動法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。こちらも要件確認表に訂正がございます。8運送対象の態様の種類の欄に変更あり（変更届出不要）と記載しておりますが、態様に変更があったため、変更届が必要であり、運輸支局に平成26年6月6日に届出を行いまして、6月9日に受理されております。

その他、前回からの変更点は特別幹事会事務局説明のとおりでございます。こちら6月19日にケアプレイスはなでんしゃの事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

また、対価の変更申請につきましても、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

続きまして、ナンバー18、特定非営利活動法人くるみでございます。こちらもお手元の要件確認表に訂正がございます。4の使用車両についてでございますが、前回申請時の状況欄に誤りがありました。セダン2台（軽2台）とありますが、こちらが回転シート車1台（軽1台）とセダン車1台（軽1台）の記載誤りでございます。申しわけございませんでした。

また、車両の減車につきましては、運輸支局に軽微な変更届の受付中でございます。

8の運送対象について、こちらに変更あり（変更届出不要）としましたが、態様の種類に変更があったため、こちらも運輸支局に軽微な変更届の受付中となっております。申しわけございませんでした。

その他、前回からの変更点は特別幹事会事務局説明のとおりでございます。6月19日に特定非営利活動法人くるみの事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認しまして、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

続いてナンバー19、社会福祉法人みずき福祉会でございます。こちらもお手元の要件確認表に訂正がございます。6、7の輸送の安全及び旅客の利便の確保についてでございますが、運行管理責任者の資格の種類に記載漏れがございました。こちら、安全運転管理者のことを確認済みでございます。

8の運送対象について、変更あり（変更届出不要）としておりますが、態様の種類に変更はございません。こちらも誤記載でございます。申しわけございませんでした。

その他、前回からの変更点は、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。6月18日にみずき福祉会ふーぶの事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ナンバー20ですけれども、団体さんがまだお見えでないので、多摩市、お願いします。

【多摩市】 多摩市でございます。申しわけございません。団体のほうが、急用が入りまして、今回この場に来られないということでしたので、可能であれば、今回の変更申請は取り下げさせていただきます、改めまして、次回再度申請をし直すとともに、次回の特別幹事会等でご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 では、本日は審査はしないということでお願いをしたいと思います。

それではナンバー21、稲城市、よろしくお願いいたします。

【稲城市】 稲城市でございます。よろしくお願いいたします。

大変申しわけございません。資料の訂正をお願いさせていただきたいと思っております。要件確認表の8番でございます。運送の対象が、先ほど変更があるということで、変更届出中というご説明をさしあげたかと思うのですが、こちらについては変更ございませんで、上の流れからいって、変更の有無ではバツ、バツという形になります。訂正をしていただければと思います。

その他、内容につきましては、特別幹事会事務局からの説明のとおりでございます。変更点等はございません。

社会福祉法人永明会については、5月27日に現地永明会事務所において、車両の確認並びに更新事業の確認、運行記録等々の確認をいたしました。適正に管理運営されているということを確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、今回22番の正夢の会につきましては、事前に特別幹事会事務局からご説明をさしあげたかと思っておりますが、取り下げをさせていただきました。申しわけございませんが、また別にご審議の時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 稲城市、今、変更の箇所を言われたのですが、確認表の8番でよろしいですか。

【稲城市】 すみません、確認表の8番が、中央の変更の有無の欄が丸で、変更届出不要という記載になっているかと思うのですが、こちら人数に動きはあるものの、対象については変更がございませんので、変更なしということでお願いをしたいと思います。

【会長】 特別幹事会事務局、ここの欄、今言われたとおりで、人数については変更があるのだけれども、ここの記載については特に丸でなくていいという確認でよろしいですか。よろしいですね。

【特別幹事会事務局】 そのとおりです。

【会長】 わかりました。人数については変更があるけれども、内容については変更がないということです。わかりました。

それでは、番号に沿ってご質問を受けたいと思います。まずナンバー15、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会、こちらについてご質問等を受けたいと思います。何かございますか。お願いします。

【委員】 先ほどから申し上げているのですけれども、この団体さんの運転協力員さんも高齢化が進んでおりました、特に名簿でいうと、20番の方は77歳の方が運転されていると書いてある。しかも、75歳の方もいらっしゃるということで、77歳、きちんと健康は管理されているのかと思います。

また、先ほどからの話を何回もする気はないので、これも市と団体の方でよく話し合っ。よく名前だけ載せておいてという方もいらっしゃる様に聞いていますので、精査をしていただいて、ほんとうに運転がきちんと可能な方を登録していただきたいと考えます。

以上です。

【会長】 1グループでの審査の内容、聞いていらっしゃいましたか。

【あきる野市】 聞いております。団体のほうも聞いております。

【会長】 わかりました。そうしましたら、趣旨はわかっていただけだと思いますので、そのような形で対応をよろしく願いいたします。

ほかにもございますか。よろしいですか。

続きまして、ナンバー16 NPO法人八王子バリアフリーの会、こちらについてご審議を受けます。

【委員】 先ほどの市の方の説明で、急激な会員の減という形になるのですが、これは先ほどのように、利用者名簿の精査の結果であるという理解でよろしいですか。

【会長】 市のほう、よろしくをお願いします。

【八王子市】 先ほどもご説明した、前回の更新時から今回の更新までに利用がなかった方については、登録者名簿から除かせていただいた形になってございます。

【委員】 承知しました。

【会長】 ほかにございますか。よろしいですか。

続きましてナンバー17、NPO法人ケアプレイスはなでんしゃ、こちらについてご質問を受けたいと思います。よろしいですか。

では、続きましてナンバー18、NPO法人くるみ、こちらについてご質問を受けたいと思います。よろしいですか。

続きましてナンバー19、社会福祉法人みずき福祉会、こちらについてご質問を受けたいと思います。お願いします。

【委員】 資料の運転者要件一覧表に、ナンバー6の方の51条の16-3の要件のところは社会福祉士とあるのですが、これが51条の16-3に該当するのか。もしくは介護福祉士と誤って書かれたのかと思ったのです。

【会長】 八王子市、どうですか。時間がかかりますか。

【八王子市】 すみません、こちらで確認したのが、社会福祉士の登録証ということになっておりまして、51条の16-3の要件に社会福祉士が当てはまるのかどうかというところまで、こちらも確認しておりませんでした。記載の誤りではなく、こちら社会福祉士としての登録となっておりますので、こちら持ち帰りまして確認させていただきたいと思います。

【会長】 ご質問は、51条の16-3要件ということですか。特別幹事会事務局、これが該当するかどうかについてお答えできますか。

【特別幹事会事務局】 この部分については、社会福祉士が該当するかということ、特別幹事会事務局のほうで確認したいと思います。

【会長】 八王子市、そのようなことですので、ここについては名簿から外せるのですか。

【八王子市】 申しわけございません。実際の要件を満たしていないということになりますので、こちらの運転者名簿からは除かせていただく形にさせていただきたいと思いま

す。

【会長】 もし、これだけであれば、例えば出し直しをしていただくことで、審議については条件つきというところで、この後、何もなければ了承したいと思うのですけれども、八王子市、それで大丈夫ですか。

【八王子市】 一応団体のほうにも改めて再度確認はさせていただきますが、一旦こちらは条件つきの承認ということで、ご承認いただければと思います。

【会長】 委員の皆さん、大丈夫ですか。記載誤りということだと思いますので、そのような形で処理をさせていただければと思います。

19番につきまして、ほかに何かございますか。

なければ、19番につきましては質問は終了させていただいて、残りナンバー21、社会福祉法人永明会、こちらについてご質問を受けたいと思います。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、確認をしたいと思います。ナンバー15、16、17、18、それから21につきましては、了承ということで、こちらについては協議会のほうにお諮りをしていきたいと思います。

それからナンバー19につきましては、資料の一部誤りがあるというところで、条件つきで了承をしたいと思いますが、いかがですか。

【八王子市】 すみません、八王子市です。先ほどの該当者なのですが、申しわけございません、書類の確認を漏らしておりました。移送サービス運転協力者講習を修了されておりますので、こちらなのですが、こちらの団体さんは福祉車両のみなので、実際にこの講習は受けていても、車両運転できないということになりますので、こちらは再度団体に確認させていただきますので、改めまして、条件つきでの審議ということで、よろしく願いいたします。

【会長】 よろしいですね。

それでは、そのような形にさせていただきたいと思います。

以上、協議申請された団体の審査は終了したいと思います。ありがとうございました。

次に、次第7その他について、特別幹事会事務局からお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 本日ご了承いただきました案件につきましては、来月の運営協議会に特別幹事会会長より報告をいただきまして、ご協議をいただきます。よろしく願いいたします。



今後の予定でございますけれども、運営協議会事務局の東村山市からお願いいたします。

**【運営協議会事務局】** 運営協議会事務局の東村山市より、今後の予定をご報告させていただきます。第1回運営協議会を8月21日木曜日に開催させていただきたいと思っております。本日ご了承いただきました案件をご協議いただきます。開始時刻につきましては、午後1時30分から、こちらの会場、東京自治会館の大会議室にて行いたいと思っております。運営協議会委員の方におかれましては、ご出席をよろしくお願ひしたいと思います。

また、本日取り下げとなりましたナンバー20番のゆづり葉、及びナンバー22の正夢の会、また、差し戻しの案件でございますナンバー5番のバイユアセルフにつきましては、特別幹事会の協議を経ませんと、運営協議会での協議になりません。

ここでご提案なのですが、8月21日の運営協議会の前段、午後1時より、時間的には30分程度と非常に短いのですが、第2回の特別幹事会の開催をご提案させていただきたいと思っております。別日程ですと、皆様方のご日程の調整ですとか、また会議室等のご都合もございますので、委員の皆様、ぜひともご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

**【会長】** 8月21日の運営協議会の前に、1時から30分程度、3件について会議をもちたいというご提案でございます。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

**【会長】** よろしくお願ひいたします。

それでは、本日お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。多くの案件ご審議いただきました。ほんとうにありがとうございます。

これで、第1回特別幹事会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —